

酒々井町農業委員会 10月総会会議録

平成29年10月10日（火）
分庁舎2階第1多目的室
午後3時から午後5時8分まで

局長 会議に先立ちまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

<綿貫親睦会長、親睦会より香典>

局長 ただいま親睦会長からありましたとおり、故清宮推進委員におかれましては、平成29年9月14日にご急逝されました。ここに清宮光雄推進委員のご冥福をお祈り申し上げ、1分間の黙禱をささげたいと思います。皆様、ご起立をお願いいたします。それでは、黙禱。

<1分間の黙禱>

黙禱、終わり。ありがとうございました。

局長 それでは総会に移りたいと思いますが、石渡会長にお願いしたいと思えます。

会長 平成29年10月総会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。局長からもありましたとおり、故清宮光雄推進委員におかれましては、平成29年9月14日にご急逝されました。清宮光雄推進委員は、平成29年7月21日から推進委員を務められ、短期間ではございましたが、地域農業の振興と農業行政全般にわたり指導的な役割を果たされました。ここに謹んで哀悼の意を表し、われわれ農業委員は清宮推進委員の遺志を引き継ぎ、今後も地域の農業者のために職務をしっかりと務めてまいりたいと思います。それでは、ただいまから平成29年10月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案3件、専決処理報告2件、その他4件ですので、よろしく申し上げます。

局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6番京増孝一委員、7番飯田隆男委員を指名します。また、書記に事

務局の高橋主任主事を任命します。

議 長 それでは、第1号議案農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第1号議案農用地利用集積計画について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は、成田市在住者、借受者は、印西市在住者です。設定場所は、伊篠の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で4,031㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は使用貸借です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成27年11月1日から2年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は2年ということです。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は、斉藤委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉藤委員 再設定ですので、問題ないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、これから採決を行います。議案の採決については、農業委員のみとなりますので、よろしくをお願いします。それでは、第1号議案農用地利用集積計画について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案農地法第4条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案農地法第4条許可申請について説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。譲受人は、柏木在住者です。申請地は、上岩橋の農地で、地目は田、面積は837㎡です。申請理由は共同住宅用地です。立地基準ですが、本申請地は、住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地と判断しました。4ページ、5ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成30年1月15日着工、平成30年5月20日に完了の予定です。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地（転用許可済）がありますが、申請建物から3.5m以上離れており、境界はブロック積みするため、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、綿貫委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

綿貫委員 隣接地にもアパートが建っているようで、その地続きみたいになっています。また、5ページの公図の写しに三角になっているところがありますが、そちらは地目が田ですが、現況は畑になっており、そちらに影響が無ければ特に問題ないと思います。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 次に、第3号議案農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。なお、整理番号1及び2につきましては、同一事業ですので、一括して説明願います。

局 長 第3号議案農地法第5条許可申請の整理番号1及び2について説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。先ず整理番号1ですが、譲受人は、富里市に住所を有する法人、譲渡人は、上岩橋在住者外35名です。申請地は、上岩橋の農地53筆で、地目は田及び畑、面積は合計で

37,786 m²です。申請理由は病院施設用地で、権利の種類等は所有権の移転です。立地基準ですが、本申請地は、住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地と判断しました。位置につきましては、本日配布させていただきました位置図をご覧ください。公図につきましては、16ページを参考にさせていただければと思いますが、図面が小さく見づらいと思いますので、別途配布させていただきました拡大図をご覧ください。また、公図・土地利用計画図等の詳細につきましては、テーブルに原本を用意しておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されておりますが、融資証明書につきましては、現在審査中で、遅くとも10月上旬には融資の内定通知書が発行される予定です。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成30年1月10日着工、平成31年3月31日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法及び県残土条例は手続き済で、申請書の写しが添付されているほか、土地改良については、農業用排水について協議中で、近日中に、意見書を取得する予定とのことです。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接に農地がありますが、周辺は駐車場や緑地であるほか、計画敷地外周の法面を30°以下にするとともに芝張りを行うため、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われま。続きまして、資料の36ページをご覧ください。整理番号2ですが、本案件は、整理番号1の病院施設を建設するにあたっての工事用車両搬入路となります。譲受人は、富里市に住所を有する法人、譲渡人は、上岩橋在住者です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないほか、京成酒々井駅改札口から500m以内に位置するため、第2種農地と判断しました。37ページ、38ページの位置図と公図を参考にさせていただければと思います。資力及び信用については、整理番号1と同じく、残高証明書が添付されておりますが、融資証明書につきましては、現在審査中で、遅くとも10月上旬には融資の内定通知書が発行される予定です。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についても同じく、平成30年1月10日着工、平成31年3月31日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、県残土条例は手続き済で、特定事業事前計画書が添付されています。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接農地は譲渡人所有の農地ですが、工事期間中は必要な箇所に仮囲い及び土嚢等を設置するため、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われま。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、綿貫委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

綿貫委員 京増委員をお願いします。

京増委員 業者が地元説明会を開催し、自治会等にも説明しているようです。公益施設なので問題ないと思いますが、診療科目は、何を予定していますか。

局 長 内科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科を予定しているとのことです。

京増委員 開発の関係については、事務局の説明にもあったとおり、既に申請済みとのことですが、許可は同時におけるといえることですか。

局 長 農地法、残土条例、都市計画法で調整し、最終的には同日付けで許可が下ります。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。現地確認は、推進委員さんも一緒をお願いします。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第4条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい、そうです。

議 長 今、提出されました農地法4条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 それでは、事業計画について説明をいたします。計画施設の内容、また造成の計画について説明します。申請農地を造成しまして、共同住宅、鉄骨造2階建て、延べ面積407.69㎡、建築面積253.04㎡を建設して、安定収入を図りたいということです。造成計画としましては、申請地の高さは、道路と同レベルのようですので、残土及び購入土による盛土はしません。舗装しますので、その路盤として砕石10cmを使います。土地の選定理由ですが、申請地は京成酒々井駅の北東約600mに位置し、住宅地に近接しています。南側道路を挟んで反対側は市街化区域になっています。今回の申請地は市街化調整区域ですが、市街化区域に隣接しています。用水排水について説明します。用水については、東側の町道に埋設されている水道管から取り出します。汚水雑排水については、南側の道路に埋設されている汚水管より敷地内に公柵を取り出しまして、生放流という形を取ります。雨水については、開発行為にもかかっていますので、敷地内で雨水貯留槽により浸透を図り、オーバーフローは私道のU字側溝に接続して、放流をさせていただきます。こちらにつきましてはまちづくり課の方で許可を取っています。防災計画につきましては、歩行者、農耕者の安全を図ります。特に通学路になっているとのことなので、通学時間帯は特に出入りには注意したいと思います。周りの農地についてですが、東側に現在耕作していない畑がありますが、開発同意をいただいております。敷地の周りはブロック積みを行い、雨水がいかないように計画しています。以上です。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、第2号議案農地法第4条許可申請について採決を行います。

許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第4条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号1及び2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 本来であれば、私ども理事長〇〇〇がごあいさつ並びにご説明をさせていただくところですが、所要の為出席できませんので、代わりに私、法人事務局の〇〇よりご説明させていただきます。ご説明の前に事前にご質問がありましたので、内容を朗読的にご説明させていただきますので、ご理解いただければと思います。まず1つ目になぜ酒々井町に移転したいのかというご質問がありました。こちらについてご説明させていただきます。現在の〇〇病院本館建物は、昭和50年半ばに竣工しました。途中医療法人〇〇病院や個人運営の〇〇病院を経て、平成9年に〇〇〇グループに加入し、今日で約37年が経過した歴史ある病院です。しかし、歴史ある病院である一方、老朽化も懸念し、労働環境に支障などもあり、移転への決断をしました。また、なぜ37年の経過後なのかということになります。平成10年当時から老朽化対策とともに新築移転計画は重要テーマとしてあらゆる角度から検討を進め、具体的な土地探しを実行してきました。これまでの医療法や診療報酬制度、後に誕生した介護保険法などの変化に対応しながら老朽化対策とともに病床数の維持・稼働に努めてまいりました。老朽化対策は、その都度の修繕や改修などを施しながら、病床数、いわゆるベッド数の基準を遵守するには増築するしかないという判断を下し、平成17年に増築することで医療法などをクリアしました。しかしながら老朽

化は進行し、その後の制度の変貌等で移転するしかない判断となりました。いずれにしても、その間の土地探しは欠かせませんでした。非常に良い候補地も沢山ありました。しかしながら隣地が産業廃棄物の処理施設であったり、都市計画的な規制や成田空港に近いという土地柄もあり、空港、航空関係などの規制もあり、土地選定に苦慮しました。そのような経過の中、昨年9月に富里市〇〇〇に私どもと同じグループである〇〇〇病院の新規開設がありました。この病院は、千葉県二次救急指定病院でありながら、来春には介護老人保健施設200床を建設することから、〇〇病院の専門分野である慢性期医療に適した施設を備えることもあり、〇〇病院を富里市内から近隣市町村へ移転先候補を拡大することで富里市にもご理解を頂いたところでした。なぜ酒々井町なのか。酒々井町は富里市の西側に位置しており、現在の〇〇病院の医療圏としても日頃から活動させていただいております。成田市も視野に入れ、候補地もありましたが、成田市は医療資源が多く存在していることから最終的には断念いたしました。当の酒々井町は地元根付いた診療所やクリニックなどは幾つか存在し活躍されていると伺っております。しかし、病院という性格、施設基準を備えているものは1つも存在しておりません。しかしながら酒々井町内であれば、何処でも良い訳ではありません。既存の近隣医療機関などとの位置関係や外来患者の交通アクセスなどへの配慮、通所リハビリテーションの送迎など、いくつもの条件や課題などを検討材料としながら、土地探しや選定に努めました。特にJR線や京成線の2路線の沿線や国道51号沿線は外せない条件、環境であり、ターゲットを絞り込みました。必要な敷地面積などを割出し、一級建築士や測量士、土地家屋調査士など、専門家を交え検討し、おおよその位置を想定しながら、線引きを行い、上岩橋地区の大崎周辺を候補地として最終決定しました。次に病院の運営に関する質問がありました。私共の現在富里市にあります〇〇病院、病院の規模を表すベッド数、病床数は一般病床で311床を備えております。先程申し上げましたように、老朽化などが主たる要因で今回の移転となっております。失礼ながら今の計画地に移ったときを想定しての話として耳を傾けて頂きたいと思っております。まず病院名につきましては、〇〇病院、これは現在富里市〇〇に属しておりますので、地名を用いた名前となっております。改めて、決定はしておりませんが、千葉県の医療整備課とも相談しながら、現在は仮称で酒々井病院と名乗らせていただいております。正式な名称につきましては、医療法も含め、医療整備課と相談しながら、決定したいと思っております。また、総合診療科目についてです。現在は、内科、リハビリテーション科の2科でやっております。新しい病院になりましたら、内科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科の4科を予定しておりますが、専門医師の確保、医療環境も含めて、今後変わる可能性があるということをご承知おきして頂きたいと思っております。また、病床数に関しましては、311床を予定しており

ます。一般病床としましては、311床のうち医療保険が使えるベッドとして、270床、回復期リハ41床、この回復期リハの病床につきましては、ある程度病状が安定した方々を、急性期の病院では治療対象としないことが多くなっております。そのような中で、私どもは療養病院として回復期リハを設置して、リハビリなどの強化を含めて治療に当たりたいと思えます。また、一般的に言われる外来、こちらの方は、現在は交通の便も悪く、診療科目も少ないこともありまして、1日平均おおよそ30名の方々がご利用頂いておりますが、新しい病院に移りましたら、100～120名の1日平均の外来患者さんを受け入れようと希望しております。また、医療機器などMRIも現在入っておりますが、MRIは導入しません。CT、レントゲン、透視など放射線関連、エコー、心電図、脳波など検査関係、内視鏡上部下部などの診療検査関係、そういったものを含めて、一般の病院に負けないよう設備も整える予定となっております。また、将来ですが、人工透析の方にも特化してやっていきたい考えもありますが、今回の計画には入っておりません。ご質問の内容に沿っているか分かりませんが、最後に、病院は公共性が高いと言われます。〇〇病院を酒々井町に移転する案も、酒々井町にも相談や打診を重ねてまいりました。また、このような実績が認められ、昨年11月30日には、酒々井町民の健康増進などに協力しようと協定を締結し、健康増進や保険活動、地域医療の充実などの分野で連携協定すると双方で合意を得ています。是非、本計画の実行に皆様方のご理解をお願い申し上げ、本日の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 続きまして、進入路部分の説明をお願いします。

申請代理人 〇〇〇の〇〇と申します。よろしく申し上げます。当該農地転用計画に関しましては、今説明のありました酒々井病院の建築に係る工事用の搬入路として使用するために、農地を一部お借りする計画となっております。面積は84㎡、期間に関しましては工事完了まで、工事完了後に復旧するという計画となります。

議長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

高崎委員 公図の白い部分は、買収がまだ終わっていないということですか。

申請代理人 白い部分につきましては買収できなかった部分と農地以外の土地になります。

- 高崎委員 買収できなかった部分は、そのまま残すということですか。
- 申請代理人 はい。買収できなかった部分は、将来残ります。
- 石橋委員 車についてですが、駐車場に入っていく車は、消防署側の方から入っていきますか。
- 申請代理人 消防署側からは、スタッフ・従業員を優先する経路になっています。保育園側は外来用、消防署の横に関しましては、スタッフのみになります。
- 石橋委員 その道は私も普段通っていますが、道が狭くてすれちがいが出来ないことがあるほか、事故も見たりしているので、車の流れを教えてください。
- 申請代理人 病院を新設する前面については、6mの車道、3mの歩道を整備しますので、計画地前面道路については、車の双方通行が可能です。集会所に行く道はどうにもなりません。
- 宮田委員 搬入路は、保育園横の道から今回の一時転用部分の道に変わるということですか。
- 申請代理人 はい、園児の安全を確保するため、別の搬入路を設置します。
- 綿貫委員 搬入路の関係ですが、工事車両がかなり多く通ると思われます。土地利用計画図を見ても細かいのではっきりとは分かりませんが、水田の脇を大型トラックが通ったときに隣接する田んぼの地盤が弱いために、隆起する懸念はないのでしょうか。
- 申請代理人 搬入路に関しては、農地に復元する部分は、シートを敷いて、砕石を50cm程入れて、鉄板を敷いた上を大型車両が通るということで、隆起等が無い様に整備する予定です。工事期間が長いので、近隣に影響があった場合は整備・改修しながら工事をやっていくほか、搬入路幅が7mありますので、隆起やはみ出ることなどは考えていません。
- 綿貫委員 印旛沼2期工事でそういった事態があったので、そういうことがないようにと確認をさせていただきました。
- 申請代理人 100%起こらないとは言えませんので、実際起こりそうになりましたら、一時的に搬入路の使用を止めて、補修してから使用します。

- 綿貫委員 そうということが起きたら、隣接する水田の方も対応するという事でよろしいですか。
- 申請代理人 はい、間違いありません。
- 宮田委員 工事期間中、道路は通行止めにしますか。
- 申請代理人 工事会社の工事計画が決まらなると、片側通行になるか、通行止めになるか、具体的には分かりませんが、通れない時期もありますが、工事期間中ずっと通行止めにすることはありません。通行止めにする際は、事前に周知しますし、道路管理者にも協議を行います。
- 議 長 買収していないところについてですが、土はどこに山にして置きますか。1カ所にまとめると真ん中の田んぼが上がり、買収していないところが隆起する可能性があります。その場合はどのように対応しますか。
- 申請代理人 施工会社が決まったわけではないので、我々がやった場合の仮設計画での話になりますが、道路が工事期間中通れるのかという質問と、残土条例の特定事業について、土を外部からもってきて10,000 m³位盛ることに関して、私が分かる範囲でお答えします。道路に関しては、幼稚園児の安全を確保するために、一時転用部分の進入路から入って、敷地内を抜けて一部仮設道路を作って既存道路を横断します。一部横断するところについては、ガードマンを付けて安全を確保します。現在の道路は、工事期間中の大部分においてそのまま使用できる状態です。道路は9mに拡幅するので、その時に関しては、片側通行になるか分かりませんが、一時通行止めになる可能性があります。どのくらいの期間かどのようにやるかは、現時点では分かりません。
- 局 長 仮置き盛土の高さはどのくらいになりますか。
- 申請代理人 現状の地盤から2m30cm位です。敷地一杯に盛土するわけではなく、隣地の田んぼに影響を与えない様に余裕があります。
- 議 長 田んぼなので、15、16t位積んだダンプが通ると振動で膨れ上がる可能性がありますので、その対策をしっかりとやって頂きたいと思います。
- 申請代理人 進入路自体が隣地よりも離れた場所に設置しますので、田んぼに影響を及ぼさないという想定です。

- 議 長 それでも、もしものときがあった場合は対応して頂けますか。
- 申請代理人 はい、対応させていただきます。
- 議 長 あと、残土の埋立事業計画に、搬入時間が8時～17時30分とありますが、保育園の方に影響が無い時間帯ですか。子供を送るのが8時前後なので、その時間から大型車が入ると支障があると思います。
- 申請代理人 そちらに関しましては、保育園の運営の仕方や年行事もまだ確認していませんし、施工業者が決定したら分かります。
- 議 長 施工業者決定後は、保育園の方に影響が無い様によろしくお願いします。
- 申請代理人 こども課及び〇〇保育園の園長と話をしまして、工事期間や時間帯、休まなくてはならない日を今後協議しなければならないと思います。
- 議 長 あと、保育園の裏に駐車場があるので、そこまでは影響が無いようにしていただきたいです。
- 申請代理人 当社が仕事をした場合、通常8:00から朝礼・打ち合わせを行い、実際に車両が入ってくるのは8:30位からになると思います。
- 申請代理人 事業主の方から答えが足りないかもしれませんが、まとめながら説明したいと思います。施工業者はまだ決定していないので、そのことに関してはあやふやな回答になっているようですが、少なくとも保育園から自治会館に抜ける道路につきましては、基本的には地元の通る車が最優先です。一部渡るところは、ガードマンを設置しまして、地元の車を優先しながら支障が無いよう配慮しながら横断するということになります。施工の状況・時期は何とも言えませんが、片側通行をやむなくしなければならないことも考えられます。場合によっては、通行止めをしなければなりません。なるべくそのようなことが無い様に、私どもも施行業者にはお願いしながら、必要があれば、道路管理者等関係各署とも協議して適切な対応をさせていただくようにお約束させていただきます。基本的には地元優先、通る方優先ということをご理解頂いてもよろしいかと思えます。あと盛土に関しましては、ある程度大きな敷地の中で、どこもかしこもという考えはありませんでした。確かにある程度の重いものが現地に入り込むということになれば、荷重によって田んぼに影響があるというのは、私も今日初めてイメージをしました。ですけれども、私どもも地域の方々に近隣の説明会をす

る中で、そこまでの話はありませんでしたが、施工する中で工事期間中支障があればきちんと対応させていただきます。1つ1つ出てからの事後になるかもしれませんが、何か支障があれば、施工業者にすぐに対応させるようにさせたいという気持ちでありますので、一旦はご安心頂ければと思います。あと保育園の方に関しましても、作業時間が8時からという話はさせていただいております。ただ保育園の行事や送り迎え、現状のご質問に対しては全て答えを出しておりますので、今の段階では支障は無いのではないかなという風に受け止めておりますので、そのようにご理解して頂ければと思います。このようなご回答でよろしいでしょうか。

議 長 はい。他に質問はありませんか。

綿貫委員 実際に建てる建物についてですが、計画を見るとかなりの大きさに4階建て、5,079 m²ということですが、大きなものを建てるということは、地震等の対策で基礎をしっかりと築くと思います。どのような工事を行いますか。

申請代理人 基礎に関しましては、30m近い杭を柱の本数だけ打ち込むことと考えています。今回、免震構造ではなく、耐震構造で建物を設計していきまして、一般的な病院ということで、地震に対しては、耐震構造で問題ない計算となっております。ボーリング調査に基づいて、30mとさせていただいております。

綿貫委員 30m位の杭を打ち込むとのことですが、地下水の流れに影響は出ませんか。

申請代理人 工事着手前に近隣の井戸の調査を行って、対応するというので考えています。それは地元への説明会でも周知しており、もし変化があれば即対応するとの回答をさせていただいております。

綿貫委員 井戸の調査を行うということですが、具体的にはどのような調査になりますか。

申請代理人 着手前に保健所に持ち込み、何項目かある中で良いものと悪いものごとを検査してもらいます。色に変化があれば、再度保健所に持っていき、悪くなれば都度対応します。

綿貫委員 今回の説明ですと、水質調査をやるということで理解すればよろしいですか。

- 申請代理人 はい。ただ、保障といいましても、工事中は同じ現象が起きてしまうので、工事完了後になります。
- 飯田委員 幼稚園の横に細い水路がありますが、大雨が降るとその角の用水が溢れます。用水はどのような計画になっていますか。
- 申請代理人 まちづくり課と協議させていただきまして、水路はもちろん整備しますが、開発行為に伴いまして、少なくとも開発区域に降った雨は開発区域内に溜めるということを目指しております。病院が建設されることによって、雨水が外に流出することは、今までよりも軽減されると思われま。
- 京増委員 保育園の道路までが開発区域に含まれているのですか。
- 申請代理人 開発区域に含まれてはいませんが、道路整備は行います。
- 京増委員 道路整備は保育園の終わりまで行うということですか。
- 申請代理人 はい、真ん中の買えなかった土地は除いて行います。
- 飯田委員 あと田んぼの件ですが、盛土によって水の流れが変わり、流域の田んぼの中で水が吹き上がることがあります。そういったことに対する補償は行いますか。
- 申請代理人 工事計画に伴う破損等については、対応せざるを得ないと思います。
- 議 長 今の意見、質問等を踏まえましてこちらも審議したいと思いますが、事業者にも要望として聞いていただきたいと思いますが、その他にありませんか。
- 京増委員 農地とは関係ありませんが、51号の交差点と進入路までの距離が短いので、かなり渋滞が発生すると思いますが、なるべく交通の処理をうまくやってほしいと思います。
- 申請代理人 はい、伝えておきます。
- 議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

- 議 長 それでは、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、第3号議案農地法第5条許可申請の整理番号1について、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。
- 議 長 続きまして、第3号議案農地法第5条許可申請の整理番号2について、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。
- 議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第5条の届出についての整理番号1及び2について、一括して報告をお願いします。
- 局 長 農地法第5条の届出についての整理番号1及び2について説明させていただきます。資料の44ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、譲受人は、成田市に住所を有する法人、譲渡人は、酒々井町酒々井在住者です。届出地は、酒々井の農地で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は259㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年9月6日付け、酒農委第5号の10で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号2について説明させていただきます。資料の46ページをご覧ください。譲受人は、上岩橋在住者、譲渡人も同じく、上岩橋在住者です。届出地は、上岩橋の農地で、登記地目は田、現況地目は山林、面積は49㎡、届出理由は、山林、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成29年9月11日付け、酒農委第5号の11で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく申し上げます。

議 長 次に、その他の（１）農地利用最適化推進委員の欠員による再公募について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局から説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

（質問、意見等なし）

議 長 特にないようですので、次に、その他の（２）酒々井町農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 概要について説明

議 長 事務局から説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

局 長 補足説明させていただきます。規則につきましては、現在法令審査が通って決裁を回しているところです。間もなく出来上がると思いますので、来月、改めて資料をつけた上で説明させていただきます。

議 長 それでは、次に、その他の（３）ふるさとまつりについて、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明

議 長 事務局から説明がありましたが、例年通り「たまごつかみ」と「農地相談」を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。委員さんの割り振りについてはいかがいたしましょうか。

<協 議>

議 長 それでは、事務局に分担表を作成してもらい、来月の総会時に配布していただくようお願いします。続きまして、ふるさとまつりのアンケートにつ

いては、いかがいたしましょうか。

<協 議>

議 長 特にないようでしたら、ふるさとまつりのアンケートにつきましては、事務局案のとおりといたしますので、よろしく申し上げます。

議 長 次に、その他の（４）その他について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 遊休農地地図・親睦会費集金、ブロック別研修会について

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 13日の月曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、13日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、13日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。